

# (仮称) 所沢市総合福祉センター (複合施設) 基本計画

～思いやりの心で支え合う

幸せに暮らせるまちを目指して～

平成24年8月  
所沢市





## はじめに

「（仮称）所沢市総合福祉センター」は、平成12年11月に「（仮称）所沢市総合福祉センター建設検討懇話会からの提言（\*1参照）」（以下「提言」という。）を受け、約10年が経過し、福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進行、世帯構成の変化や価値観の多様化などが表面化し、住民相互のつながりも一層希薄化する中で、地域での相互扶助機能の低下も懸念されています。

また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により地域の支え合いや助け合い、復興支援に向けたボランティア活動など、人と人との絆による地域福祉コミュニティの構築の重要性が再認識されました。

これらの状況を踏まえ、「（仮称）所沢市総合福祉センター」は、旧所沢市生涯学習センター跡地を整備場所とし、地域福祉の中心的な役割を担う拠点として、また、子育て支援や子ども発達支援の機能などを併せ持つ複合施設として整備することとなりました。

「（仮称）所沢市総合福祉センター」の整備は、平成22年12月定例会において議決された「第5次所沢市総合計画 前期基本計画（\*2参照）」において、「今後、4年間に重点的に取り組む事業」として位置付け、これまで、市民の皆様や多くの障害者団体はもとより所沢市議会においても関心が高く、かねてより多くの皆様より待望されていました。

ここに、「第5次所沢市総合計画」に基づき「（仮称）所沢市総合福祉センター（複合施設）基本計画」としてまとめたものです。

\*1：（仮称）所沢市総合福祉センター建設検討懇話会からの提言  
平成12年11月に（仮称）所沢市総合福祉センター建設検討懇話会から「基本的な考え方や機能、基本的事業と必要スペースなど」が提言されている。

\*2：第5次所沢市総合計画 前期基本計画  
総合計画は、まちづくりに必要な理念や方向性をはじめ、将来都市像の実現に向けた施策体系や主要事業などを示したもので、基本構想、基本計画（前・後期）、実施計画の3層構造からなり、平成23年度から平成30年度までの8年間の計画で平成23年3月策定。前期基本計画は、期間を平成23年度から平成26年度までとし、4年間に重点的に取り組む事業をまとめた計画。



# もくじ

<b>1 建設の諸条件</b>	
1-1 周辺状況	1
1-2 用地選定経過	2
<b>2 施設整備基本方針</b>	
2-1 福祉を取り巻く環境の変化と課題	3
2-2 計画における位置付け	4
2-3 施設のコンセプト	5
2-4 複合施設としての位置付け	6
<b>3 施設の基本的な役割・事業内容</b>	
3-1 福祉センター	7
3-2 子ども支援センター	14
3-3 社会福祉協議会	23
3-4 地域便益機能	24
<b>4 施設整備方針</b>	
4-1 施設整備の考え方	25
4-2 施設の配置イメージ	27
4-3 各機能の空間イメージ	28
4-4 施設整備スケジュール	30
4-5 施設の概要	30
<b>5 運営管理</b>	
5-1 施設運営のあり方について	31
5-2 年間利用者数	32
5-3 運営体制	33
<b>6 災害時危機管理</b>	35
<b>これまでの主な経緯</b>	36

## 資料編

- 資料1 関係団体等への説明会開催について
- 資料2 (仮称) 所沢市総合福祉センター建設にあたっての提言書
- 資料3 発達障害への対応の充実及び親同士のつながりの場の確保に関する提言
- 資料4 療育支援センターに関する提言





## 建設の諸条件

### 1-1 周辺状況

「(仮称)所沢市総合福祉センター」の計画地は、旧所沢市生涯学習センター跡地で、西武新宿線新所沢駅から徒歩5分程の場所です。

東側道路沿いは西武新宿線が走り、周辺には病院や学校、公的機関があり、西側道路向かい側には住宅が建ち並んでいます。

敷地の周囲には樹木が多くあり、東側の道路沿いは桜の高木が立ち並んでいます。

所在	所沢市泉町1861番地の1
敷地面積	6,521.88㎡
用途地域	第一種住居地域(建ぺい率60%・容積率200%) 第二種住居地域(建ぺい率60%・容積率200%)

計画地の周辺状況図



新所沢駅



国立障害者リハビリテーションセンター病院



防衛医科大学校病院



所沢市役所



所沢航空記念公園



秋草学園短期大学



## 1-2 用地選定経過

「（仮称）所沢市総合福祉センター」の計画地は、旧所沢市生涯学習センター跡地で、平成24年3月末日まで新所沢コミュニティセンター別館として暫定利用が行われ、現在、施設は廃館となっています。

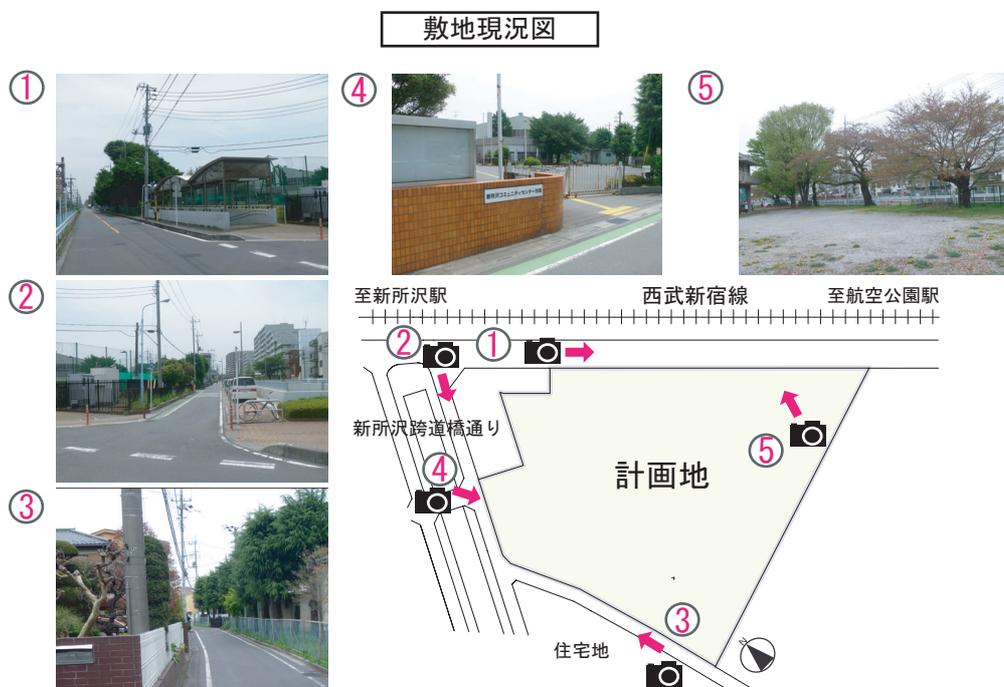
この施設は、昭和47年4月に「埼玉県立所沢青年の家」として建設されてからすでに40年以上が経過しており、老朽化が著しい状況です。

また、昭和56年に改正された建築基準法による新耐震基準（\*3参照）以前の建築物であることから、このまま継続使用を図るためには、安全上及び法令上の問題から、耐震補強をはじめとした修繕が必要となり、その費用は多額となることを見込まれます。

一方、少子高齢社会の進展や今後、社会保障などによる財政負担の著しい増加が見込まれる中、本市におきましても、引き続き、厳しい財政状況が続くものと推測されます。

このため、既存公共施設の長寿命化や相互利用を推進するとともに、未利用の市有地や市有施設の将来にわたった有効利用を促進するよう努めています。

このことから、効率的な土地利用や財政負担の観点、また、「提言」において示された「全ての市民にとって利便性に配慮した場所に設置すべき」との意見を踏まえるとともに、どの地区からも利用しやすい所沢市の中央に位置するという立地条件から旧所沢市生涯学習センター跡地に「（仮称）所沢市総合福祉センター」を複合施設として整備することとなりました。



\* 3 : 新耐震基準

耐震基準とは、一定の強さの地震が起きても倒壊または損壊しない住宅が建築されるよう、建築基準法が定めている基準のこと。建築基準法の耐震基準は昭和56年に抜本的に改正され、これ以降の基準を新耐震基準という。

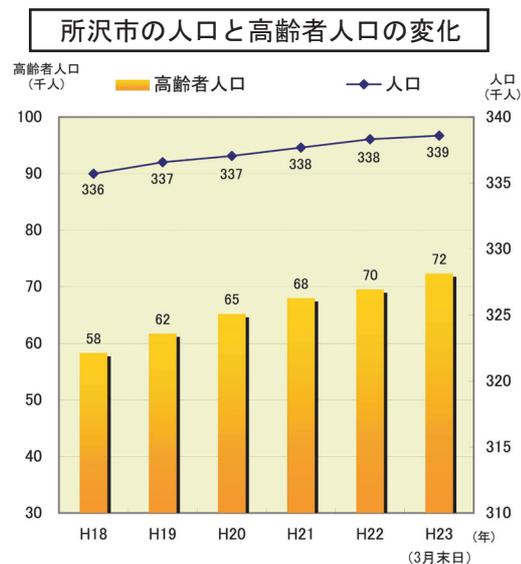
## 2 施設整備基本方針

### 2-1 福祉を取り巻く環境の変化と課題

福祉を取り巻く環境は、本市においても、65歳以上の高齢者の割合が年々増加するとともに、合計特殊出生率（\*4参照）が国及び県の数値を下回るなど、少子高齢化の傾向が顕著となっています。

そのような状況から、介護の問題や加齢に伴う認知症高齢者の増加、子育ての孤立化など、様々な生活不安が増えてきており、同時に、児童虐待やいじめといった子どもの生活環境の悪化や、ニート（\*5参照）、ひきこもり（\*6参照）、発達障害（\*7参照）など、子どもや若者が抱える問題も深刻化してきています。また、自殺者の増加や現下の厳しい経済、雇用情勢を受け、生活保護世帯の増加なども全国的な社会問題となっており、誰もが自分らしく自立した、心豊かな日常生活を送ることが困難な社会となることが憂慮されています。

これらのことから、すべての市民がいつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に向けて、自助・共助・公助を進める地域福祉の充実が求められています。



\* 4 : 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が一生に産む子どもの数。厚生労働省の統計で、平成22年の合計特殊出生率は全国（1.39）、埼玉県（1.32）、所沢市（1.26）となっている。

\* 5 : ニート

15～34歳の年齢層の仕事をしていない、また、失業者として求職活動をしていない者のうち、主に通学も、家事もしていない独身者。

\* 6 : ひきこもり

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態の人のこと。

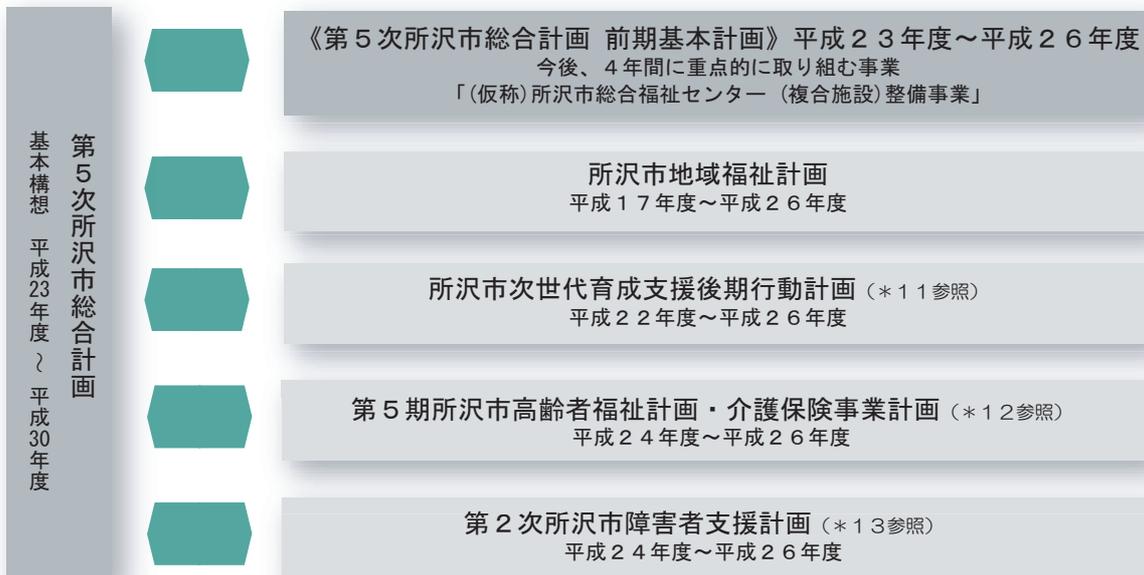
\* 7 : 発達障害

乳児期から幼児期にかけて現れる心身の障害を包括する概念。広汎性発達障害（自閉症など）、高機能広汎性発達障害（アスペルガー症候群・高機能自閉症）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害、知的障害などがある。

## 2-2 計画における位置付け

所沢市総合計画におけるまちづくりの目標である「思いやりの心で支え合う 幸せに暮らせるまちをつくります」の実現に向けては、「所沢市地域福祉計画（\*8参照）」をはじめとして、分野別にそれぞれの計画に基づき、各施策を進めています。

なお、「（仮称）所沢市総合福祉センター」の計画における位置付けは、「第5次所沢市総合計画 前期基本計画」に今後、4年間に重点的に取り組む事業「（仮称）所沢市総合福祉センター（複合施設）整備事業」として位置付けています。さらに、「所沢市地域福祉推進検討委員会」より提出された「所沢市地域福祉計画の推進施策に関する提言書（\*9参照）」及び「（仮称）所沢市総合福祉センター建設にあたっての提言書（\*10参照）」において提言をいただき、「所沢市地域福祉計画」に同センター整備事業として、位置付けています。



**\* 8：所沢市地域福祉計画**

誰もが住み慣れた地域や家庭で生き生きと暮らすことができるように、地域福祉コミュニティの育成などを基本に、人々がお互いに支え合い助け合う地域社会を目指す取り組みを定めた計画。

**\* 9：所沢市地域福祉計画の推進施策に関する提言書**

平成23年3月に所沢市地域福祉推進検討委員会から提出された提言書で、「（仮称）所沢市総合福祉センター」における福祉活動などを担う人材育成機能の整備が提言されている。

**\* 10：（仮称）所沢市総合福祉センター建設にあたっての提言書**

平成24年7月に所沢市地域福祉推進検討委員会から提出された提言書で「（仮称）地域福祉推進室の役割」「所沢市まちづくりセンターとの連携」「所沢市社会福祉協議会との連携」「総合相談について」「子ども支援センターについて」などが提言されている。

**\* 11：所沢市次世代育成支援後期行動計画**

急速な少子化を背景に、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境形成や、親の子育てにかかる理解や喜びの実感などを目的とした、広範にわたる次世代育成への取り組みを定めた計画。

**\* 12：第5期所沢市高齢者福祉計画・介護保険事業計画**

介護が必要な人から介護の必要がない人まで、全ての市民が生きがいを持って豊かに高齢期を過ごせるように、高齢者のそれぞれの生活能力に応じた健康や暮らしを支えるための取り組みを定めた計画。

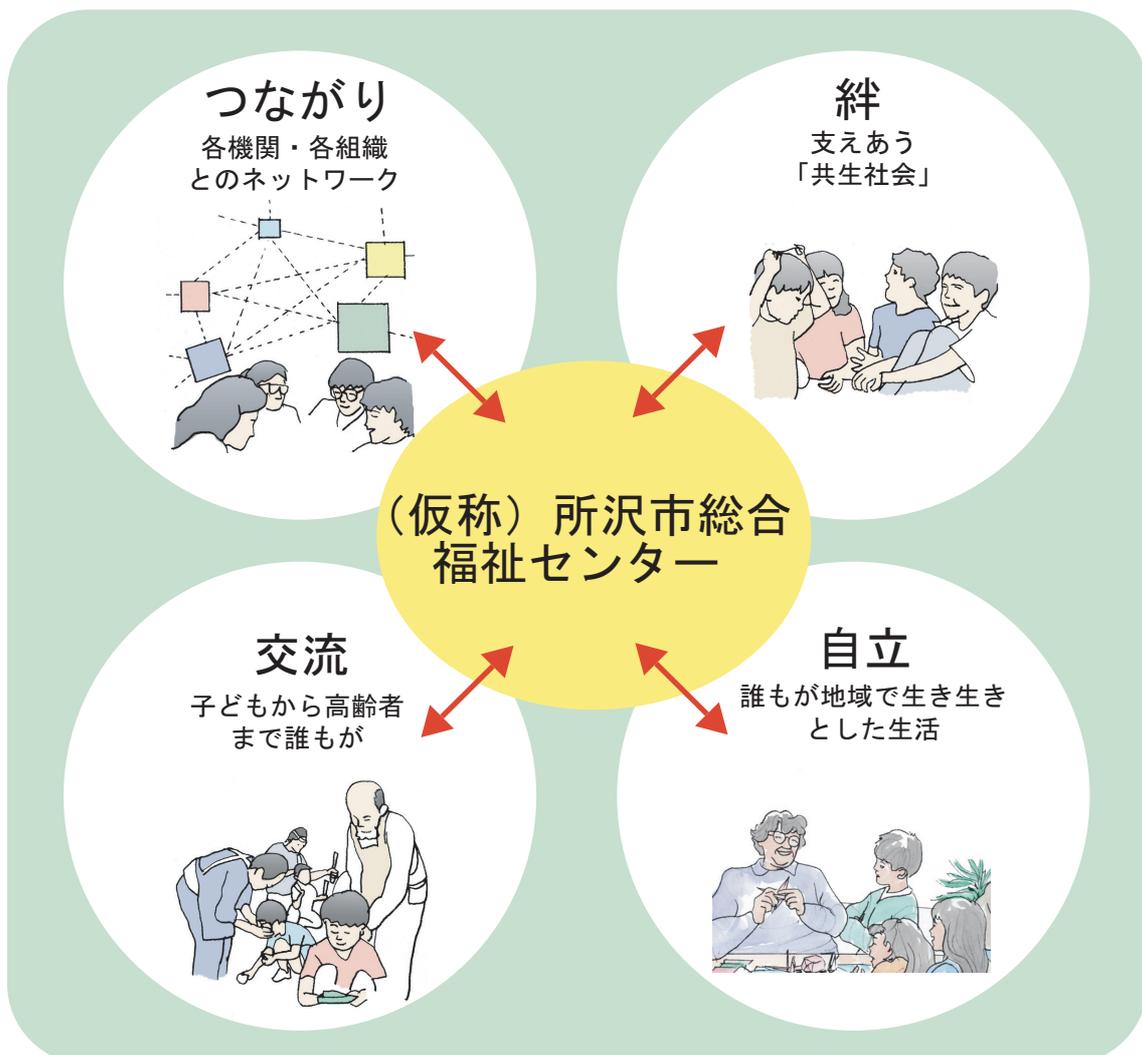
**\* 13：第2次所沢市障害者支援計画**

共生社会の実現を目指し、所沢市の障害者施策の基本的な方針を明らかにし、障害者の地域での生活支援、障害者施策を総合的に、計画的に推進するための取り組みを定めた計画。

## 2-3 施設のコンセプト

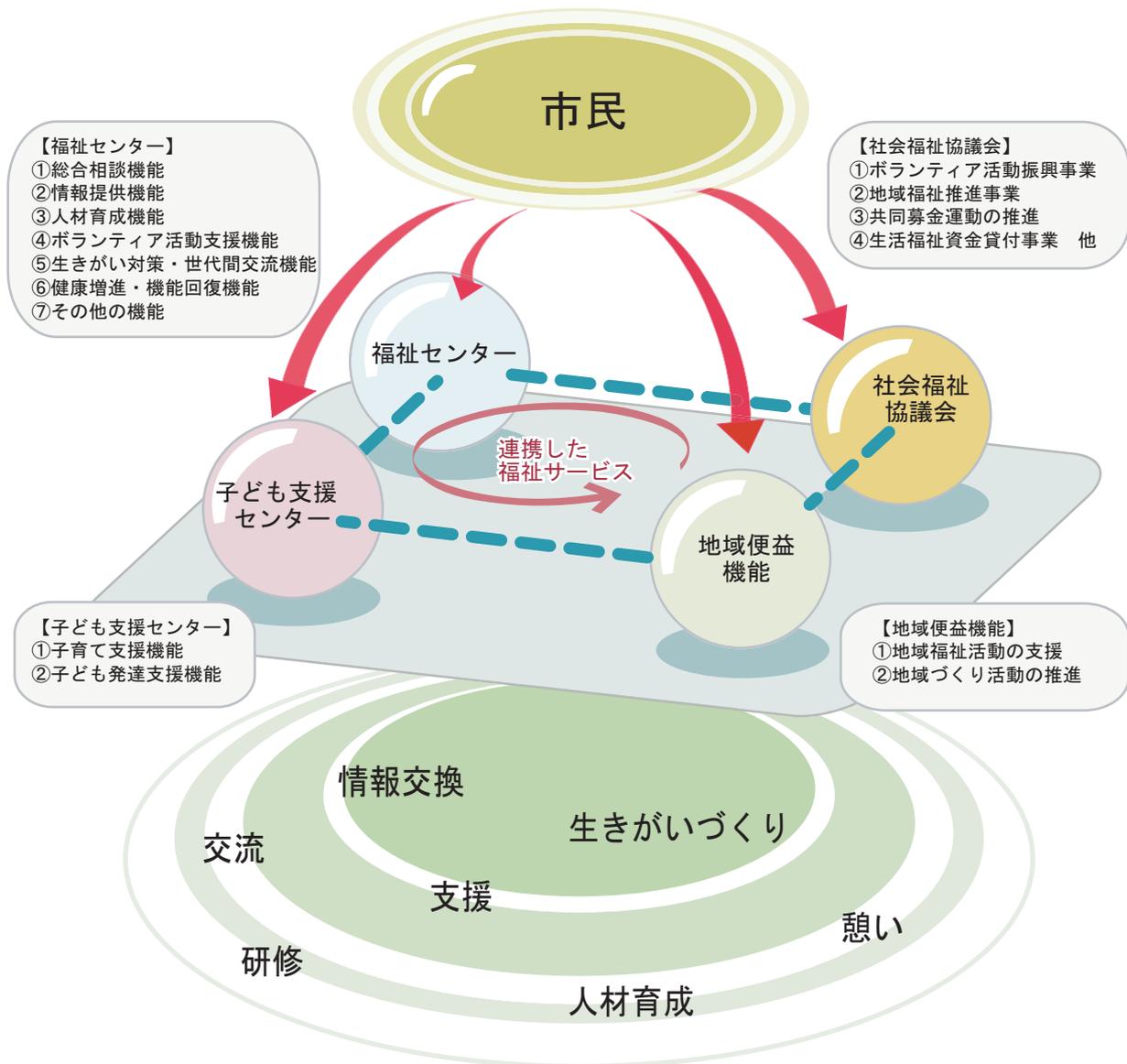
「（仮称）所沢市総合福祉センター」は、子どもから高齢者まで、誰もが地域で生き生きと自立した生活が送れる社会を目指す地域福祉の中心的な役割を担う拠点として整備することとし、「第5次所沢市総合計画 基本構想」に掲げたまちづくりの目標「思いやりの心で支え合う 幸せに暮らせるまちをつくります」を目指し、①福祉センター、②子ども支援センター、③社会福祉協議会、④地域便益機能の4つの機能を持った施設とします。

これらの機能が相互に連携し、相乗的により効果を発揮するために、「つながり」「絆」「交流」「自立」を「（仮称）所沢市総合福祉センター」のコンセプトとします。



## 2-4 複合施設としての位置付け

「つながり」「絆」「交流」「自立」という「(仮称)所沢市総合福祉センター」のコンセプトを実現するための4つの機能を持たせた複合施設の全体イメージ図は、次のとおりとなります。



### 3 施設の基本的な役割・事業内容

#### 3-1 福祉センター

「第5次所沢市総合計画 基本構想」に掲げたまちづくりの目標「思いやりの心で支え合う 幸せに暮らせるまちをつくります」を実現するためには、地域に根ざした保健・医療・福祉の充実とともに、自立に向けた支援の強化などが求められています。

「福祉センター」には、市民の誰もが地域で安心して、心豊かな自立生活を送ることを目指して、子どもから若者、障害者、高齢者に関する相談に総合的に対応する総合相談窓口を設置し、必要な福祉サービスの利用につなげ、自立に向けた支援を進めます。さらに、福祉に関する情報提供や世代間の交流事業、ボランティアの活動支援を行うことで、地域の方々を含め、子どもから高齢者まで多世代の方にご利用いただける機能を持った場となるように整備を進めます。

また、「福祉センター」は、市民、各種団体、関係機関や各地区の「まちづくりセンター（\*14参照）」などと連携し、地域づくりや支え合い活動を通して、市民生活の向上と住みやすい地域社会を目指す地域福祉の中心的な役割を担う拠点とします。

\*14：まちづくりセンター

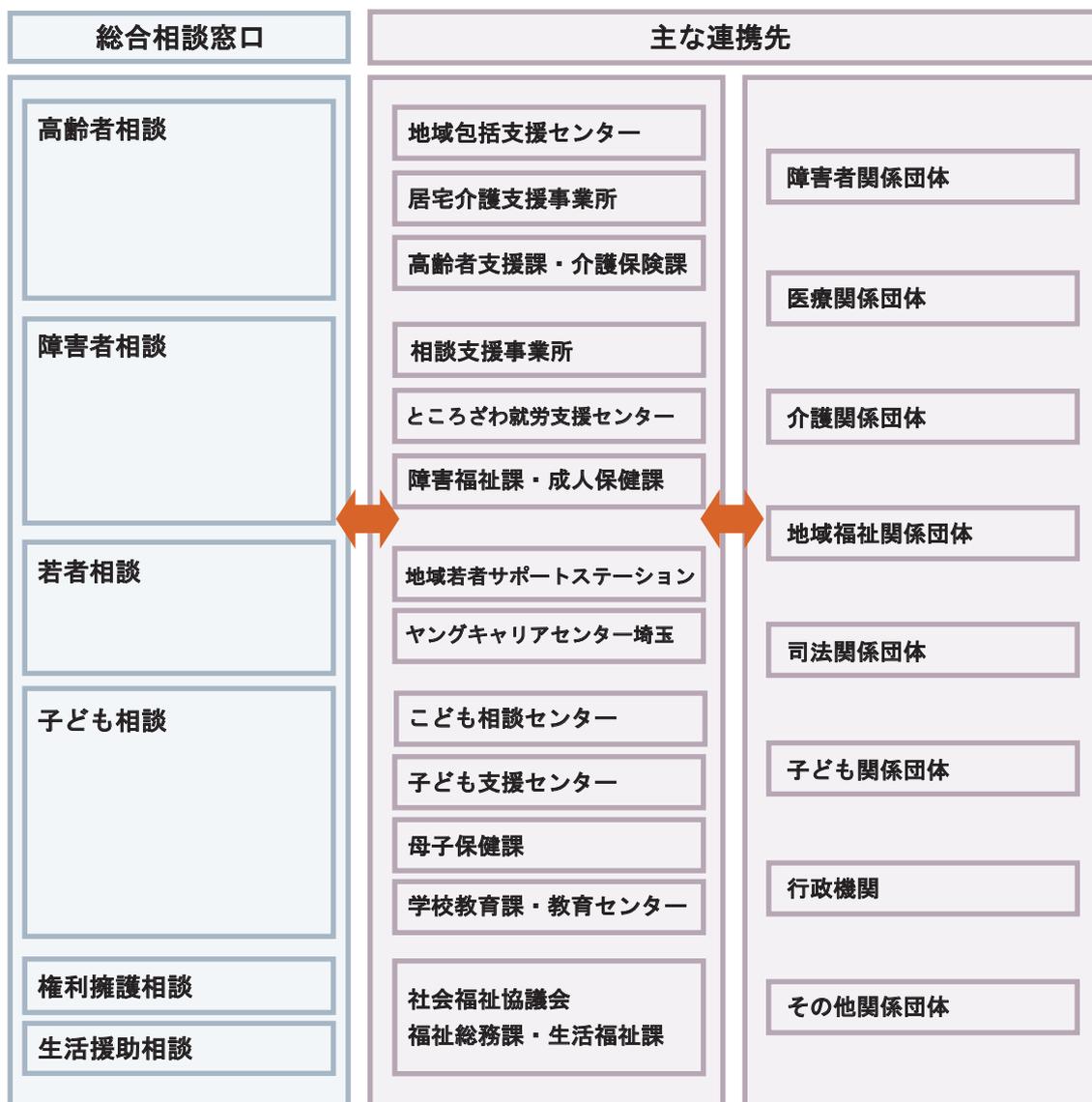
地域の拠点施設である「公民館」と「出張所」を統合し、地域のつながりを形成しながら地域課題の解決に取り組むとともに、市民の自主的なまちづくり活動を支援し、もっと豊かな活力ある地域社会の実現に寄与するために設置したもの。市内11ヶ所に設置。

### 3-1-1 総合相談機能

福祉を取り巻く環境の変化に対応し、高齢者、障害者、若者、子育て家庭などが住み慣れた地域で安心して生活できるよう総合的な相談窓口を設置します。

総合相談窓口は、高齢者、障害者、若者、子どもなどに関する相談に総合的に対応し、必要な福祉サービス利用についての情報提供や助言を行うとともに、相談者の求める最適な関係機関につなげる役割を担います。

総合相談窓口のイメージ図



## 【主な相談内容】

### 3-1-1-1 高齢者相談

高齢者に対する様々な相談に対応し、必要な情報の提供を行うとともに、地域包括支援センター（\*15参照）などの関係機関につなげます。

また、各地域包括支援センターの活動・人材育成などへの支援や調整などの役割を担います。

### 3-1-1-2 障害者相談

#### ○ 生活に関する相談

障害者及びその家族などの様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービス利用の支援を行うとともに、障害者虐待の防止に向けての取り組みと権利擁護のために必要な援助も行います。

また、地域における相談支援体制の中核的な役割を担い、障害者及びその家族などが自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的として総合的に障害者の相談や支援を進めていきます。

#### ○ 仕事に関する相談

障害者の職業的自立に向けて、就労や職場定着に向けた様々な相談に応じ、関係機関と連携して就労に関する支援体制の充実を図ります。

また、企業に対して障害者雇用に関する情報提供などを行い、障害者が仕事を通じて、社会に参加し、働く喜びや生きがいを得て、地域社会での自立した生活を送れるよう支援していきます。

### 3-1-1-3 若者相談

社会生活を円滑に営む上で支援を必要とする若者（ニート・ひきこもりなど）のために、本人や家族からの相談を受け、その相談内容に応じた適切な助言を行い、相談者の状況に適した関係機関へつなげるとともに、各関係機関の情報提供を行います。

\*15：地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師などがチームとなって、介護・福祉・保健医療などの専門的な相談・支援を行うために設置された拠点。総合的な生活相談・援助、困難ケースに対する継続的な相談指導、介護予防マネジメント、虐待や認知症高齢者の権利擁護などを行う。市内14ヶ所に設置。

#### **3-1-1-4 子ども相談**

子どもたちが心身ともに健やかに育ち、また、安心して子育てができるよう、18歳未満の子どもに関する相談に応じます。相談内容は、子育てをする上での不安や悩みをはじめ、子育てサービスの利用に関することなど多岐にわたるものであり、これらの相談に対応する情報を備え、内容に応じて適切な関係機関につなげます。

#### **3-1-1-5 権利擁護相談**

判断能力の不十分な高齢者や知的障害及び精神障害のある方などが安心して生活を送れるよう、成年後見制度（\*16参照）の普及啓発に努めるとともに、福祉サービスの利用の援助や必要な手続き、金銭管理などの日常生活の援助を行います。

#### **3-1-1-6 生活援助相談**

経済上の様々な相談に応じ、各種貸付金制度の紹介を行うほか、関係機関との連携を図りながら、低所得世帯の方々が安定した生活を営めるよう自立支援を行います。

\*16：成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。家庭裁判所により後見開始の審判を受けた人の財産に関わるすべての法律行為について、代理権を有する成年後見人が本人に代わってこれを行う。

### 3-1-2 情報提供機能

障害の正しい知識の普及啓発、福祉に対する理解の促進、ボランティア活動などの普及啓発、様々な福祉機器などについての情報提供に努めるとともに、様々な関連団体の情報の発信や情報の収集など、福祉に関する情報基地として、市内での情報ネットワークを広げます。

情報提供に際しては、すべての人が分かりやすく利用しやすい体制づくりに努めます。また、共用スペースなどを利用して、障害者の絵画の展示、子どもから高齢者までの創作活動の成果の発表、ボランティア活動の発表や交流などを行います。

### 3-1-3 人材育成機能

市民参加による地域福祉の推進に向けた取り組みとして、各種講座などには、体験者を講師として招くなど、ボランティアリーダーの養成などの人材育成を図るとともに、福祉サービス提供者や関連団体のスキルアップのため、研修などを実施します。また、市内各地区に「まちづくりセンター」が設置されたことから、各地区の福祉コミュニティを推進するため、人材育成を支援します。

さらに、「東日本大震災」により災害ボランティアの果たす役割の重要性が再認識され、災害ボランティアセンター（\*17参照）の設置場所に指定されている所沢市社会福祉協議会が併設されることから、災害ボランティアの人材育成にも努めます。

#### <開催予定の主な講座等>

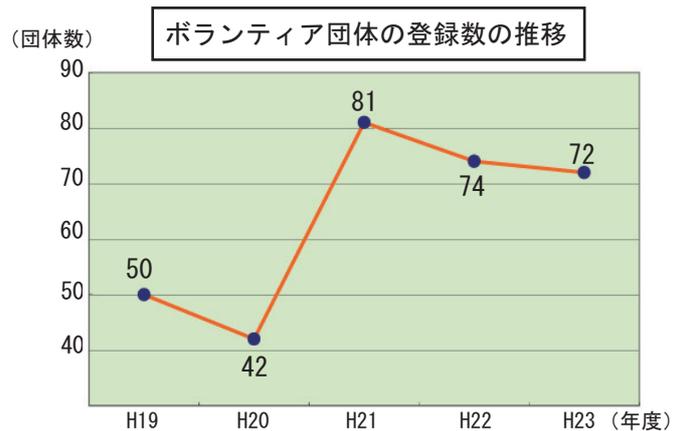
講座名	目的
ボランティアリーダー養成講座	地域コミュニティ向上のためのボランティアリーダーとなる人材の発掘・育成を促進します。
災害ボランティア養成講座	災害時に復旧活動や復興活動を行う災害ボランティアの人材の発掘・育成に努めます。
要約筆記講習会	音声情報の収集が困難な障害者を支援するため、要約筆記者の養成を図ります。
朗読ボランティア講習会	視覚障害者の情報を確保するため、朗読ボランティアの養成を図ります。
点訳講習会	点訳ボランティアを養成するため、点訳講習会を開催するとともに、点訳パソコン利用の推進などによりボランティア活動を支援します。
手話講習会	手話通訳者を養成するための手話講習会を開催し、人材の育成を支援します。
介護予防サポーター養成講座	介護予防に関する知識を高め、介護予防の活動が実施できるような人材の養成・育成を図ります。

\* 17 : 災害ボランティアセンター  
主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するための組織。

### 3-1-4 ボランティア活動支援機能

地域福祉を支えるボランティア活動の充実を図るため、人材の交流などを通じた自立の支援や活動の支援に努めます。

また、「所沢市市民活動支援センター（\*18参照）」との連携を図ります。



出典：所沢市社会福祉協議会による登録ボランティア実績

### 3-1-5 生きがい対策・世代間交流機能

高齢者や障害者などを対象に教養の向上のための文化的活動や創作活動が楽しめる場を提供するとともに、交流などによる社会参加と生きがいの増進を図ります。

また、家庭に閉じこもりがちな高齢者や障害者、地域の中で孤立化した親子など誰もが気軽に立ち寄り、交流を通して心の中の垣根を取り払い相互の理解を深め、自らが向上することで生きがいを持って生活できるよう支援します。

さらに、子どもから高齢者までの多世代間において、昔遊びなどの遊びを通じた交流などにより知識や文化の継承の場とします。



\*18：所沢市市民活動支援センター  
ボランティアやNPOなどの市民活動（自主的、自発的で公益性のある活動）を行っている団体、またはこれから市民活動を始めようとしている団体などを支援する施設。  
市民活動に関する様々な情報発信や情報収集を行い、市民活動に携わる人々や関心のある人々とのつながりの場として、平成23年10月より設置。

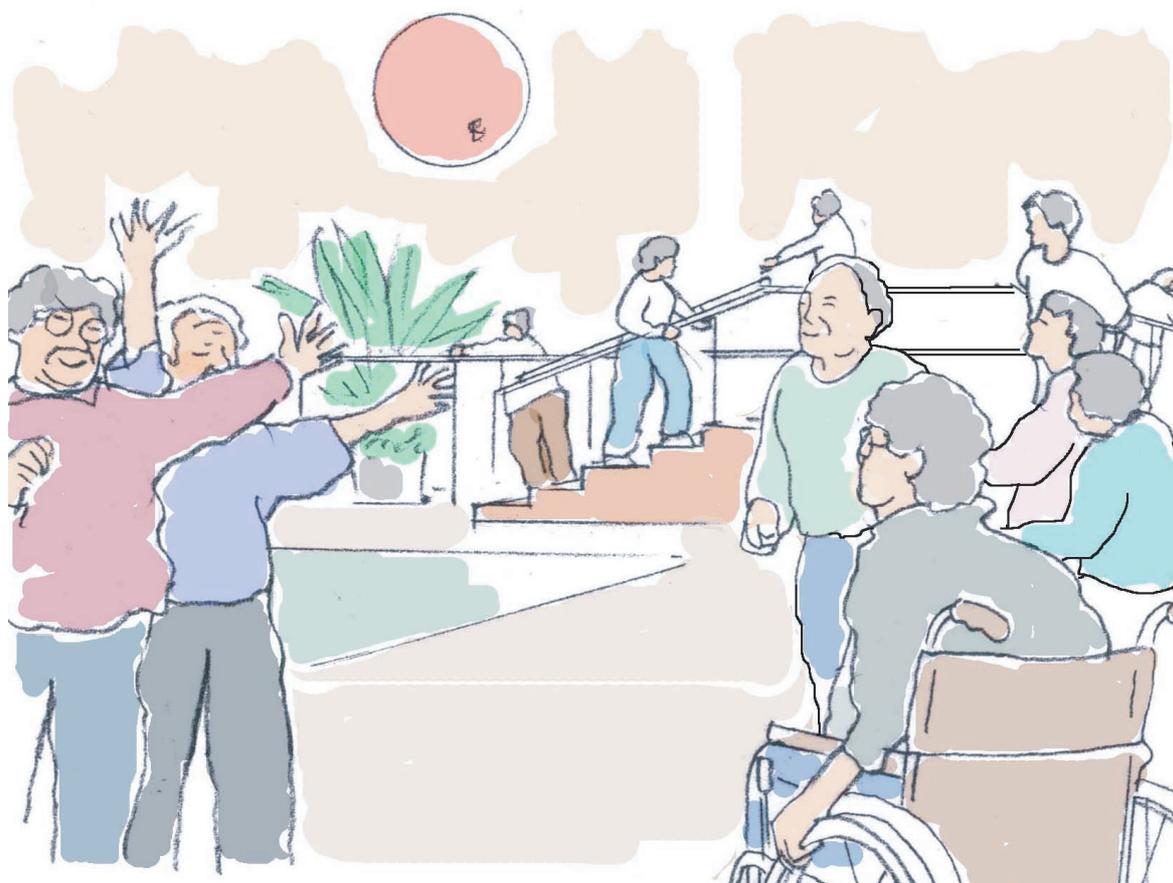
### 3-1-6 健康増進・機能回復機能

高齢者や障害者がスポーツやレクリエーションを通じて楽しみながら健康の増進を図り、相互の親睦を深めます。

また、介護予防事業により高齢者の健康維持に努めるとともに、障害者が身体機能の低下を防ぎ、回復を図ることにより、地域での生きがいのある生活を継続していくことを支援します。

### 3-1-7 その他の機能

障害者の自立や雇用の促進に努めるとともに、利用者と障害者の交流の場として喫茶室・売店などを設置します。



### 3-2 子ども支援センター

子どもを取り巻く環境整備については、所沢市次世代育成支援地域協議会から「親同士のつながりの場の確保に関する提言」、また、所沢市議会教育福祉常任委員会から「療育支援センターに関する提言」を受け、地域における子育て支援の中心的役割を果たす拠点としての「子育て支援機能」及び「子ども発達支援機能」を備えた「子ども支援センター」を設置していきます。

#### 子育て支援機能

乳幼児を育てている家庭同士が交流できる場や子育てについての情報や知識を得ることができる場を提供することで、親の子育てへの不安を緩和させ、子育てに喜びを感じることができるよう、子育て全般に関する支援を行う拠点。

#### 子ども発達支援機能

発達に心配のある子どもや障害のある子どもの早期発見と支援体制の確立を図るために、関係機関と連携しながら専門スタッフによる相談から療育まで一貫した支援を行う拠点。



### 3-2-1 子育て支援機能

#### 子どもを取り巻く社会環境の変化

少子化や核家族化の進行、夫婦共働き家庭の増加などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況から家庭が孤立化し、子育ての知恵が親から子へ、また地域の中で伝承されにくくなってきています。このため、子どもへの接し方や育児の方法がわからない、育児について相談できる人たちもいない状況の中で、保護者自身が子どもの育児に対する自信と力を失っています。

#### 親子がいつでも気軽に訪れることができる広場

子どもは市の宝です。子どもたちが心身ともに調和のとれた人間として成長し、他人を思いやる心豊かな人間性を育てていくために、特に家庭で過ごしている0歳、1歳、2歳、3歳の乳幼児を対象とした、子育て家庭の育児不安を解消する交流の機会や相談の場が求められています。そのために、保護者と乳幼児がいつでも気軽に訪れることができる「つどいの広場」を提供します。



## **親子の笑顔や子どもたちの幸せを感じられる広場**

施設は多くの親子が訪れることができるように、広さと空間を重視したオープンスペースを中心とした広場型のレイアウトとし、また可能な限り仕切り壁を減らし、背の低い置物などを壁替わりにすることで、皆が全体を見渡すことができるようになり、集まった親子の笑顔があふれ、子どもたちの幸せを感じられるような空間を作っていきます。

また、広場では、ここで知り合いになった親同士が、子育ての先輩から後輩へと知識を情報として伝え、また経験による助言により、子育ての不安を皆で和らげる相互の関係づくりや心のふれあいを大切にしていきます。初めて利用される親子には、スタッフが寄り添い、広場で気兼ねなく相談できるような雰囲気を作っていきます。

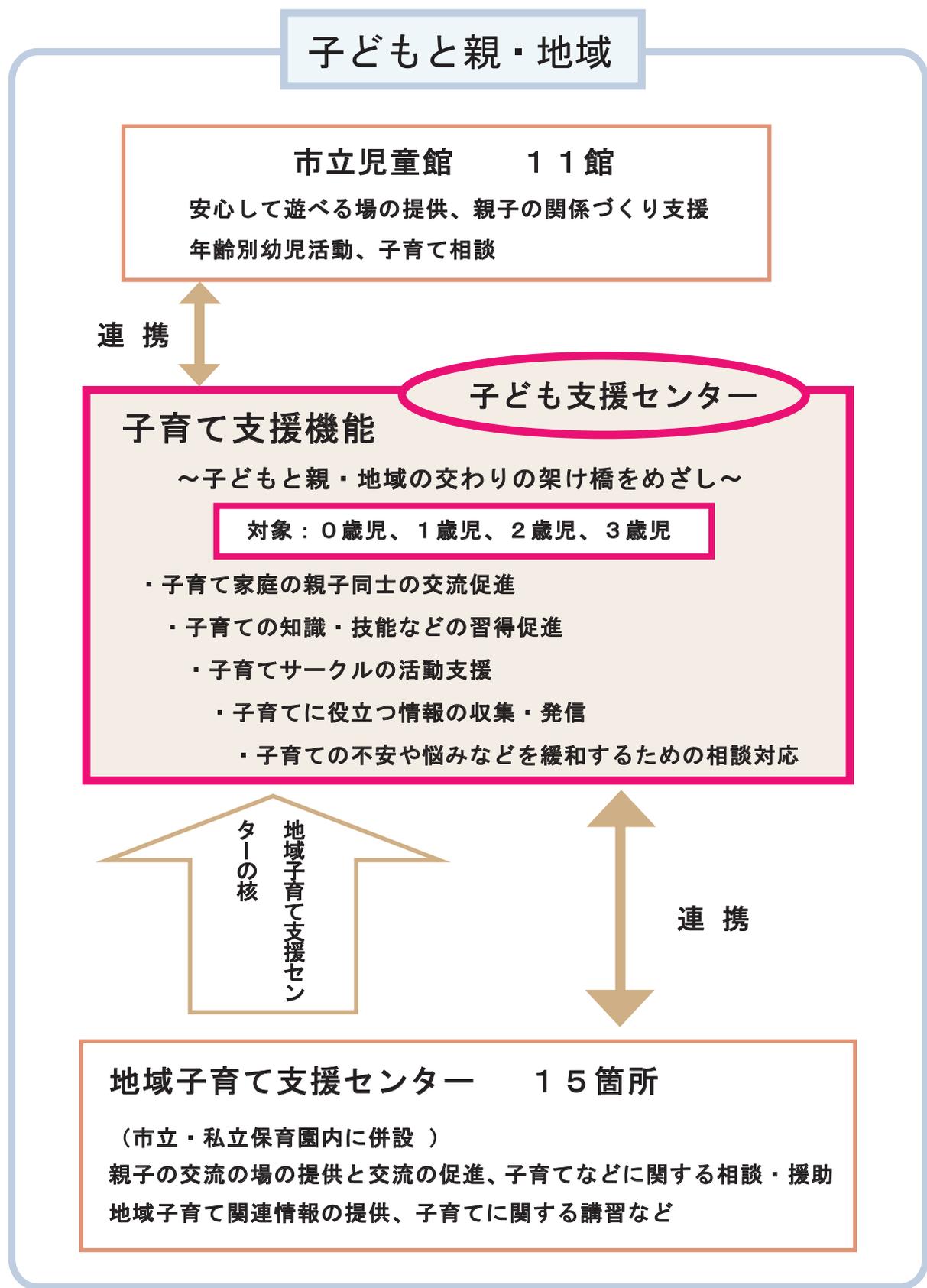
## **0・1・2・3歳児が安心して過ごせる広場**

乳幼児期の子どもを育てる親にとって、子どもが遊ぶ環境は清潔であることが求められているため、広場エリアを明確に分離し、衛生面には十分配慮していきます。さらに、ベビーカーの利用者も多く見込まれることから、ベビーカー置場を確保していきます。また、乳幼児期の子どもであっても年齢により動きに大きな差があることから、0歳児から3歳児まで成長に合わせ、それぞれのエリアを設定し子どもたちが安心して過ごせるよう配慮していきます。

## **親が学ぶ広場**

子育てに関する講習会や研修、子育てに関する情報や子育てサークルなどの情報発信、気軽に話すことのできる子育て相談など、子育てに対する不安や負担の軽減につなげる専門的な支援を行います。

また、市内にある地域子育て支援センターや児童館との連携を行っていくとともに、地域子育て支援センターの核として地域における子育て支援施設の充実にも努めます。



## 子どもと親・地域

**市立児童館 11館**  
安心して遊べる場の提供、親子の関係づくり支援  
年齢別幼児活動、子育て相談

連携

**子育て支援機能**  
**子ども支援センター**  
～子どもと親・地域の交わりの架け橋をめざし～  
対象：0歳児、1歳児、2歳児、3歳児

- ・子育て家庭の親子同士の交流促進
- ・子育ての知識・技能などの習得促進
- ・子育てサークルの活動支援
- ・子育てに役立つ情報の収集・発信
- ・子育ての不安や悩みなどを緩和するための相談対応



連携

**地域子育て支援センター 15箇所**  
(市立・私立保育園内に併設)  
親子の交流の場の提供と交流の促進、子育てなどに関する相談・援助  
地域子育て関連情報の提供、子育てに関する講習など

### 3-2-1-1

#### 子育て家庭の親子同士の交流促進

地域での孤立化が懸念される親子同士が出会い、打ち解けた雰囲気の中でランチ・おやつタイムなどを通じて語り合い、悩みを打ち明け、情報交換ができるような場を提供していきます。

### 3-2-1-2

#### 子育ての知識・技能などの習得促進

子育てに関する講座や講演会を開催し、母親や父親の助けとなる知識や楽しさを学ぶ機会を提供していきます。また、子どもが規則正しい生活リズムを身に付け、健やかな成長を促すために、親子でできる運動や遊びを提供していきます。

### 3-2-1-3

#### 子育てサークルの活動支援

育児の情報交換や、成長を喜びあえる仲間づくりを応援し、親同士がつながりをもち、家族で楽しめるサークル活動に対して、自らが企画・運営ができるような支援を行っていきます。

### 3-2-1-4

#### 子育てに役立つ情報の収集・発信

子育てを行っていく上で必要な情報を収集し、「妊娠・出産」「子育て」「子育てサークル」などの情報を整理し、利用者のニーズに合わせた情報を発信し、育児不安などの解消につなげます。

### 3-2-1-5

#### 子育ての不安や悩みなどを緩和するための相談対応

育児不安に悩む親に対して、子育てに関する疑問を気軽に相談できる環境を作ります。さらに、他の専門機関の対応が必要な家庭については、確実につなぐよう連携を図ります。



### 3-2-2 子ども発達支援機能

#### 専門スタッフによる適切な訓練・指導

子ども発達支援機能では、すべての子どもが生き生きと成長できることを願い、18歳未満の発達に心配のある子どもとその家族や関係者への相談・支援を基本とし、特に概ね2歳半から就学前までの子どもへの支援を中心に行います。地域において安心して、安全に生活していくことができるよう、専門スタッフが状態に応じた個別の計画を作成し、適切な訓練・指導などを行います。

#### 保護者の関わりと支援

保護者には、子どもの訓練に積極的に参加するよう促し、家庭でも行うことができる訓練プログラムを実践して、保護者の障害への理解や受容を促し、子どもの成長に深く関わっていただけるようにします。

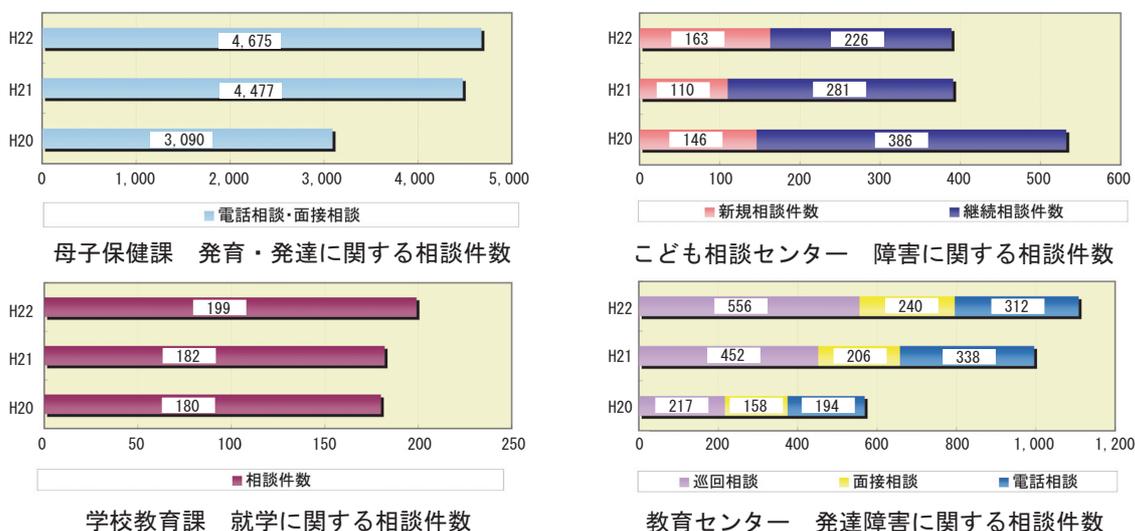
また、親子が孤立してしまうことのないよう、交流の場を設け、スタッフが関わることで保護者の子育ての不安や悩みを和らげていきます。

#### 地域への情報発信や関係機関との連携

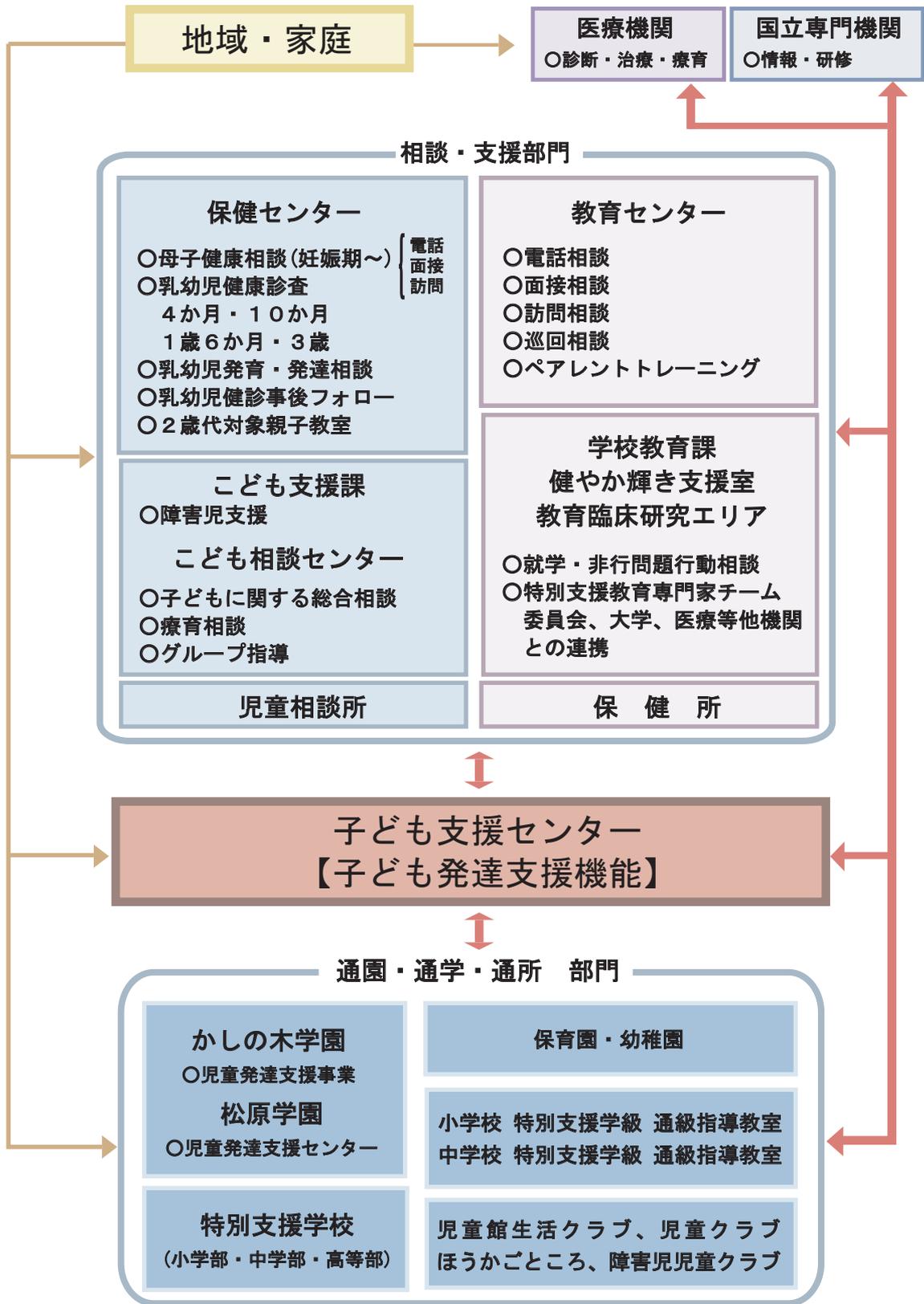
人材育成や支援基盤づくりの視点から、教育機関や国立専門機関などとの連携を図ります。また、関係機関の職員を対象とした研修会を実施するほか、地域に向けた情報発信や講演会などを開催し、子どもは地域で見守り、育むという機運の醸成に努めます。

幼児期から学齢期への移行をスムーズにつなげるため、対象の子どもが在園する施設などの巡回や関係機関を集めた連携支援体制の会議を行うなど、関係機関と連携した適切な支援を図ります。

子どもの発達に関する相談内容と件数



子ども支援センター「子ども発達支援機能」と関係機関との連携図



### 3-2-2-1 相談支援

18歳未満の子どもを対象として発達に関する多様な相談へ対応する一般相談を実施するとともに、他機関からの紹介にも対応します。特に就学前の幼児期の子どもを中心に発達、心理、言葉、身体などに関して、医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士による専門相談を行い、早期発見、早期療育に努めます。

### 3-2-2-2 評価・訓練

臨床心理士による発達検査を行うとともに、専門相談のスタッフで構成するチームにより、一人ひとりの総合的な評価を行い、個別支援計画を作成します。その計画に基づいて、言語聴覚士による言葉に関する訓練や指導、作業療法士による手指に関する訓練や指導、理学療法士による身体能力の回復・改善に関する訓練や指導を行います。

### 3-2-2-3 発達支援

発達支援の必要な就学前の子どもを対象に、1グループ10名程度の小集団の場を設けて、子どもの発達支援を行うとともに保護者へのサポートを行います。



#### 3-2-2-4 交流活動

地域に開かれた親子の居場所として、就学前の発達に心配な子どもと親の交流の場を設けていきます。また、交流の場での活動を通じて、発達障害の早期発見、相談・支援へつなげていきます。

#### 3-2-2-5 巡回支援

発達支援の必要な子どもが入園している幼稚園、保育園などへスタッフが巡回し、施設職員などに対して指導・助言などを行います。また、各機関が所管する審査会などへ出席し、助言などを行います。

#### 3-2-2-6 機関連携

継続性・一貫性のある支援を行っていくために、一人ひとりの情報を一元的に管理し、子どもの成長に合わせて、また、次のステージへの移管時などにはケース会議を開催します。さらに、関係機関による連携支援体制の確認や情報交換・共有を行う会議を定期的で開催します。

#### 3-2-2-7 啓発活動

発達支援に携わる人材の育成や支援基盤づくりのために、子どもに関係する機関の職員を対象とした研修会を実施します。また、地域住民や関係者などへ情報の発信を目的とした講演会などを実施します。



### 3-3 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者により構成され、住民が主体的に地域の福祉課題に取り組み、福祉社会の充実を目指す組織です。

本市では、「所沢市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。また、所沢市社会福祉協議会においても、「第3次地域福祉活動計画 in 所沢 ところWITHプラン（\*19参照）」を策定し、同様に取り組んでいます。

この2つの計画が一体となり地域福祉を推進していくためには、現在、所沢市社会福祉協議会が実施している施策と本市の施策とが有機的に連携を図り、協働で取り組んでいく必要があります。

このことから、地域福祉の活動拠点として「（仮称）所沢市総合福祉センター」の機能をさらに高めるためにも、その中心的な役割を担う機関として、所沢市社会福祉協議会については、「（仮称）所沢市総合福祉センター」に併設するものとなります。

また、所沢市社会福祉協議会は、「所沢市地域防災計画（\*20参照）」において、災害ボランティアセンターの設置場所に指定されていることから、耐震性能を備えた施設への移転が求められています。



**\*19：第3次地域福祉活動計画 in 所沢 ところWITHプラン**

「地域で誰もが共に安心して暮らせる」ように、地域福祉の中核を担う所沢市社会福祉協議会の呼びかけで地域住民や多様な機関・団体などが協力して策定した地域福祉を推進するための民間計画。

**\*20：所沢市地域防災計画**

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の地域における災害対策において、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るとともに、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定した計画。

### 3-4 地域便益機能

市内の各地域で地域福祉活動を担っている様々な団体への支援やコミュニティ活動に資するため、会議や交流の場及び健康増進に使用できる多目的スペースなどを「（仮称）所沢市総合福祉センター」の共用スペースとして設けます。

また、子どもから高齢者まで、地域住民がいつでも気軽に訪れることができ、市民やボランティア団体、NPO法人などとの交流により、地域の絆を深め、地域が育む子育てや見守り活動など地域福祉を進める場とします。



## 4 施設整備方針

### 4-1 施設整備の考え方

#### 4-1-1 ユニバーサルデザイン(\*21参照)に配慮した設計

子どもから高齢者まで、誰もが気軽に安心して利用できるよう、「基本的人権の尊重を基盤として、人が人として大切にされる“認め合い思いやる心”」を基本理念とした「ユニバーサルデザイン推進基本方針」に配慮した設計を進めます。

#### 4-1-2 地球環境に優しい建物

太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入や省エネルギー設備の導入、雨水の再利用など地球環境に優しい建物とします。



\*21：ユニバーサルデザイン  
あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種などに関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

#### 4-1-3 県産木材利用の推進

「公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律（\*22参照）」及び「県有施設の木造化・木質化等に関する指針（\*23参照）」に基づき、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成のため、県産木材の利用の推進に努めます。

#### 4-1-4 利用者の交通利便性の確保

新所沢駅至近の交通アクセスに優れた立地場所となりますが、高齢者、障害者及び子育て中の親子の方々などが利用される施設となることから、利用者に不便を来たさぬよう、障害者用を含めた駐車場の確保に努めるとともに、「市内循環バス ところバス」の停留所の設置についても検討します。

#### 4-1-5 障害者への理解促進

視覚及び聴覚障害者の方々に利用しやすい施設とするため、施設内の案内設備などを充実させ、案内設備にも説明などの教育機能を持たせ、障害者に対する理解の促進に努めます。

#### 4-1-6 コスト削減

施設機能が有効に発揮できることを優先し、華美な装飾などのデザインをなくし、コスト削減に努めます。また、建設コストのみならず、設置後の管理体制、ランニングコストなど、後年度負担の抑制に努めます。

#### 4-1-7 耐震性に配慮した建物

大地震時に、一般的な建物に比べて生じる損傷の程度を少なくするよう、安全性の確保に努めます。

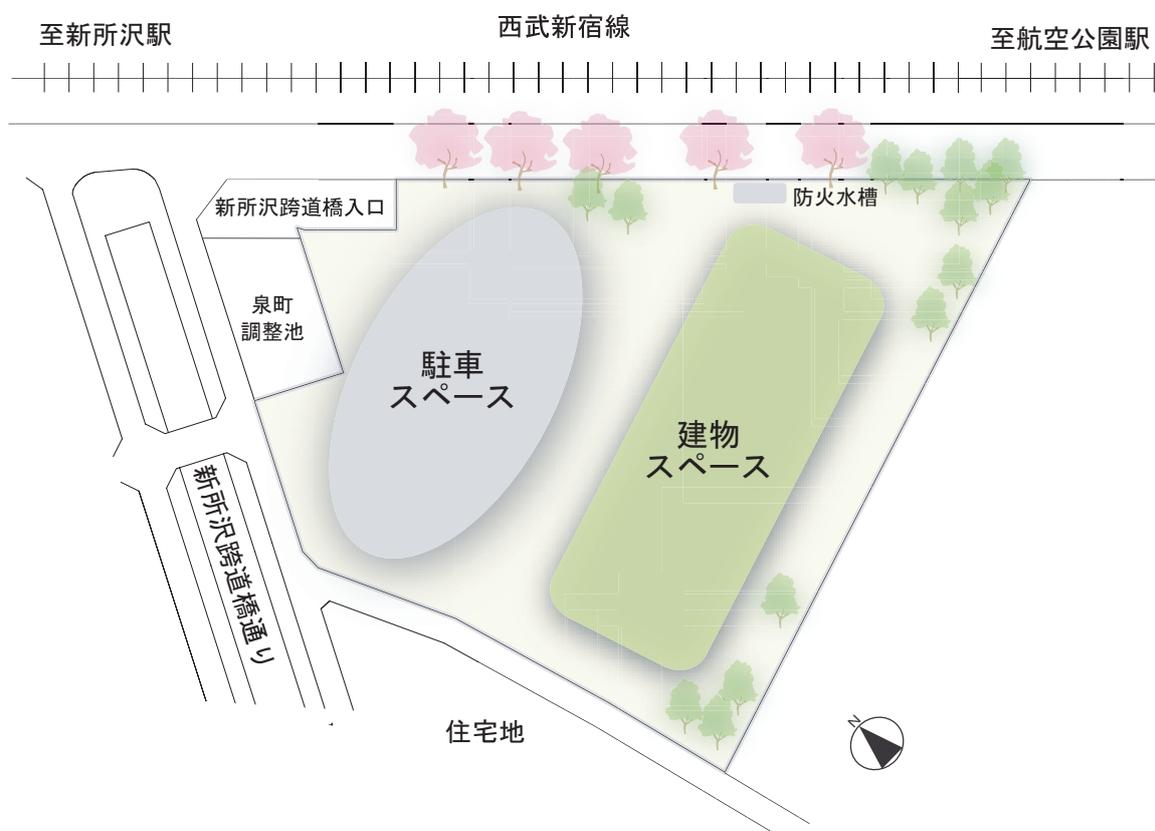
\*22：公共建築物等の木材の利用の促進に関する法律

木材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与することを目的とした法律で、地方公共団体の責務として公共建築物における木材利用が努力規定として定められている。

\*23：県有施設の木造化・木質化等に関する指針

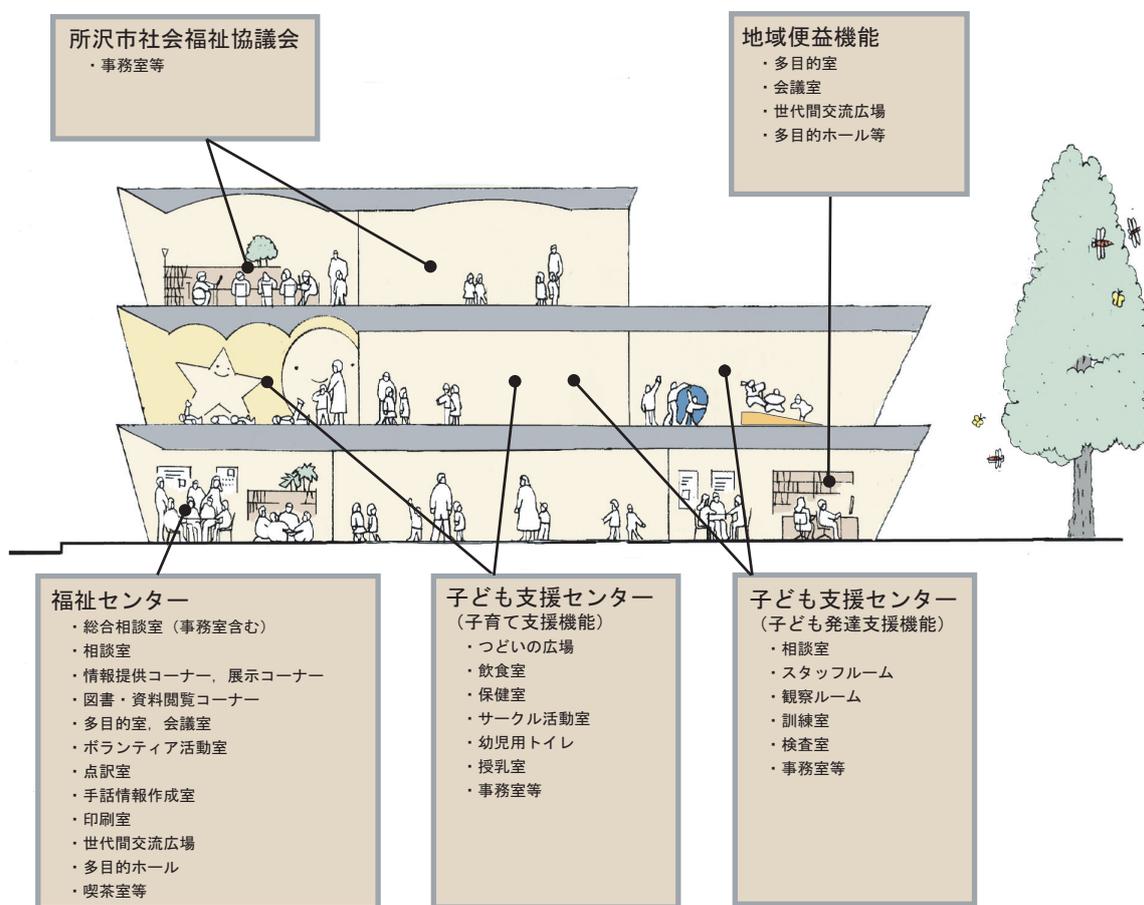
公共空間における県産木材の利用推進を図るため定められた指針。

## 4-2 施設の配置イメージ



- ・最寄駅からの歩行者動線が短くなる位置に施設入口を予定します。
- ・車による来館者に配慮し、周辺道路から進入しやすい位置に施設入口を予定します。
- ・既存樹木を極力残すことに配慮します。
- ・既存埋設物（防火水槽など）の妨げにならないように配慮します。
- ・近隣に日影などの影響を与えないように配慮します。
- ・敷地内には障害者用を含め、十分な駐車スペースの確保に努めるよう配慮します。

## 4-3 各機能の空間イメージ



※建物形状はイメージなので、今後変更になる場合があります。

- ・地上3階建てを予定します。
- ・地下利用は、予定していません。
- ・1階は、利用者の利便性に配慮し、総合相談窓口をはじめとした「福祉センターゾーン」を予定します。また、地域便益機能で利用可能な多目的室など諸室についても、福祉センター機能を担うことから1階を予定します。
- ・2階は、子育て支援機能と子ども発達支援機能を持つ「子ども支援センターゾーン」を予定します。
- ・3階は、「社会福祉協議会ゾーン」を予定します。

<必要スペースと留意点>

機能	必要スペース	面積 (㎡)	留意点
<b>福祉センターゾーン</b>			
①総合相談機能	総合相談室（事務室含む） 相談室	250	ローカウンターとする。
②情報提供機能	情報提供コーナー、展示コーナー 図書・資料閲覧コーナー	80	玄関ホールとの一体化を図る。
③人材育成機能	多目的室、会議室	360	地域便益機能との共用とする。
④ボランティア活動支援機能	ボランティア活動室、点訳室 手話情報作成室、印刷室	230	必要な場合は防音設備とする。
⑤生きがい対策・ 世代間交流機能	世代間交流広場 多目的室（再掲）	150	地域便益機能との共用とする。
⑥健康増進・機能回復機能	多目的ホール	500	地域便益機能との共用とする。
⑦その他の機能	喫茶室・売店	130	エントランスの近く、1階に配置する。
附帯設備	更衣室、倉庫、器具庫等	405	必要な面積に留意する。
小 計		2,105	
<b>子ども支援センターゾーン</b>			
①子育て支援機能	つどいの広場、飲食室 保健室、サークル活動室 幼児用トイレ、授乳室 事務室等	890	壁仕上には木材を使用する。
②子ども発達支援機能	相談室、スタッフルーム 観察ルーム、訓練室 検査室、事務室等	590	観察ルームには、室外から観察できる窓（マジックミラー）を設ける。
小 計		1,480	
<b>社会福祉協議会ゾーン</b>			
事務室等		575	他のエリアとの分離を図る。
<b>共用・管理スペース</b>			
エントランス、廊下、給湯室、トイレ、エレベーター 機械室等		1,640	
合 計		5,800	

※表中の面積は今後、より具体的な検討を行った際に変更になる場合があります。

#### 4-4 施設整備スケジュール

年 度	施設整備のスケジュール（予定）
平成24年度	基本計画策定、設計業務
平成25年度	設計業務、解体工事
平成26年度	工事（建物）、施工監理
平成27年度	工事（建物、外構）、施工監理
平成28年度	4月供用開始

#### 4-5 施設の概要

内 容	概 要
延床面積	約5,800㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 3階建て
総事業費	約25億円

## 5 運営管理

### 5-1 施設運営のあり方について

#### 5-1-1 直営機能による包括的な管理・運営

「（仮称）所沢市総合福祉センター」は、福祉センター、子ども支援センター、社会福祉協議会、地域便益機能による複合施設となることから、管理・運営については、各機能が相互に連携し、相乗的に効果が発揮できるよう各機能間の連絡調整的役割を果たすなど、包括的な管理・運営を行う「（仮称）地域福祉推進室」の設置について検討します。

#### 5-1-2 「（仮称）地域福祉推進室」の役割

「（仮称）地域福祉推進室」は、「（仮称）所沢市総合福祉センター」の管理・運営はもとより、所沢市社会福祉協議会や市内各地区のまちづくりセンターとの連携により地域福祉の推進に努めるなどそのあり方についても検討します。

#### 5-1-3 経費の節減など効率的かつ効果的な事業の推進

実施事業については、多様な団体の活力や柔軟な発想を活かすとともに、経費の節減など効率的かつ効果的な事業の推進に努めるなど、「（仮称）所沢市総合福祉センター」検討プロジェクトチーム（\*24参照）により、多角的な観点から検討します。

#### 5-1-4 総合的かつ柔軟な管理・運営

常に利用者のニーズを的確に把握し、総合的かつ柔軟に管理・運営が行うことができるよう市民参加による第三者機関（（仮称）所沢市総合福祉センター運営協議会）を設置するなどし、体制の構築に努めます。

#### 5-1-5 市民から親しまれる施設

竣工の際には、「愛称」を公募によって選定するなど、市民の皆様から親しまれる施設を目指します。

\*24：「（仮称）所沢市総合福祉センター」検討プロジェクトチーム  
庁内の関係課担当職員を委員として「（仮称）所沢市総合福祉センター」における実施事業などについての検討を行うもの。1期と2期がある。

## 5-2 年間利用者数

「（仮称）所沢市総合福祉センター」の年間利用者数は、概ね12万人と想定しています。

施設・機能	機能名称	年間利用者数	摘要
福祉センター	総合相談機能	8,000人	障害者相談支援事業ほか 平成23年度実績より ・7,225人
	人材育成機能	7,000人	手話講習会ほか 平成23年度実績より ・5,098人
	ボランティア活動支援機能	2,000人	ボランティア相談事業ほか 平成23年度実績より ・1,895人
	健康増進・機能回復機能	21,000人	所沢サン・アビリティーズ 平成23年度実績より ・20,486人
子ども支援センター	子育て支援機能	51,000人	近隣2市の同等施設利用実績より ・51,000人
	子ども発達支援機能	13,000人	先進5市の実績より ・13,000人
所沢市 社会福祉協議会	窓口・団体事務	19,000人	平成23年度実績より ・18,638人
合計		121,000人	

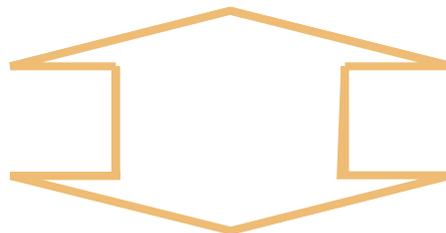
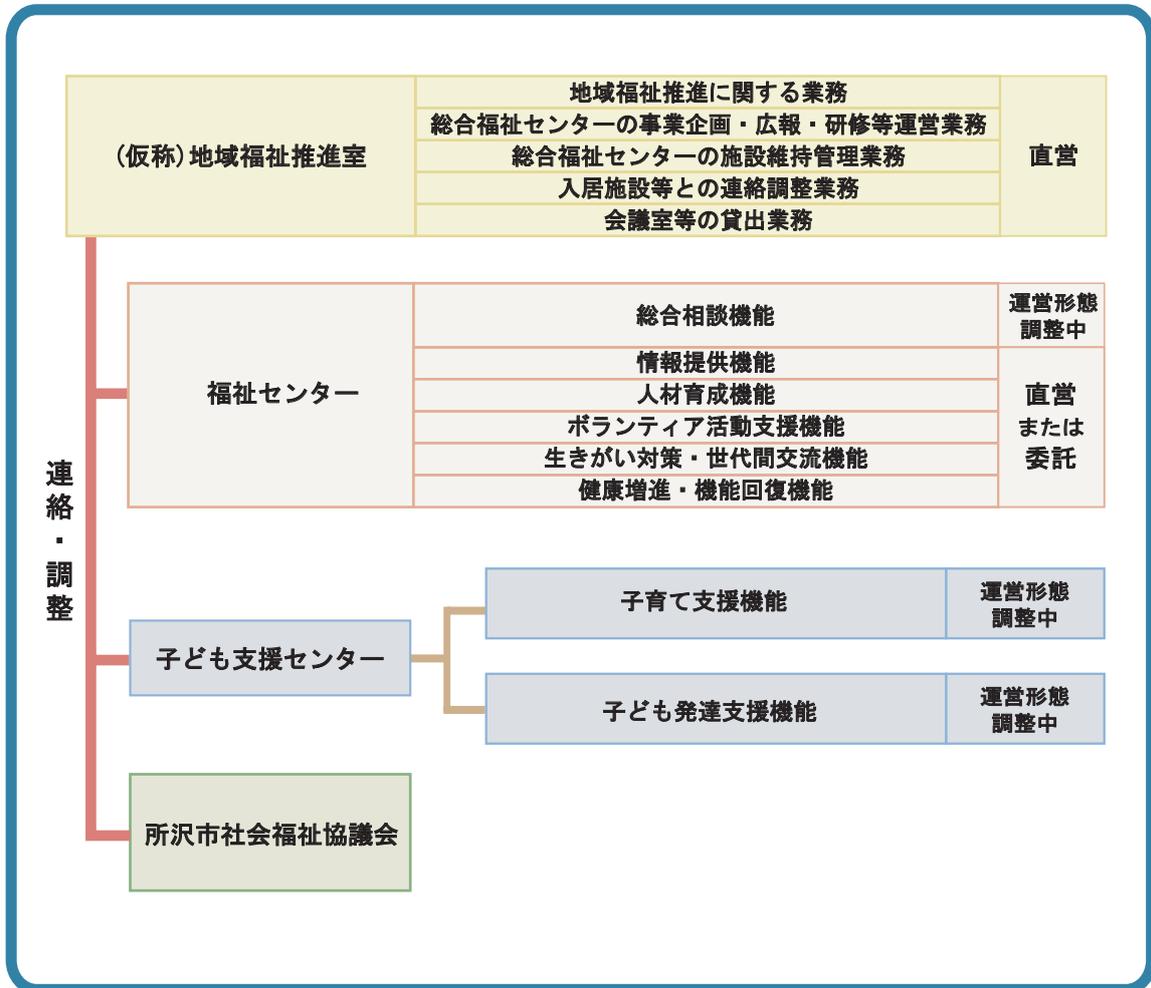
※表に掲げる人数は延べ人数となります。

※年間利用者数を算出するにあたり、根拠となる開館日数及び開館時間は、他市同等施設を参考にしています。

5-3 運営体制

「（仮称）所沢市総合福祉センター」の運営は、次の体制を想定しています。

運営体制のイメージ図



「（仮称）所沢市総合福祉センター」運営協議会  
 （社会福祉関係団体の代表者）  
 学識経験者  
 関係行政機関の代表者  
 自治会関係者 など

## 【主な予定事業】

施設	機能	事業
福祉センター	総合相談機能	障害者相談事業
		障害者就労支援事業
		高齢者相談事業
		権利擁護事業
		生活援助相談事業
		若者相談事業
		子ども相談事業
	情報提供機能	発達障害の普及啓発事業
		自殺防止週間
		各種団体の活動発表
介護の日		
各種講演会		
児童虐待防止啓発事業		
障害者週間		
心の美術展		
人材育成機能	ボランティアリーダー養成講座	
	災害ボランティア養成講座	
	要約筆記講習会	
	朗読ボランティア講習会	
	点訳講習会	
	手話講習会	
	介護予防サポーター養成講座	
ボランティア活動支援機能	ボランティア活動支援	
生きがい対策・世代間交流機能	回想法による思い出語り活動 他	
健康増進・機能回復機能	体操教室、フラダンス教室	
子ども支援センター	子育て支援機能	子育て家庭の親子同士の交流促進
		子育ての知識・技能などの習得促進
		子育てサークルの活動支援
		子育てに役立つ情報の収集・発信
		子育ての不安や悩みなどを緩和するための相談対応
	子ども発達支援機能	相談支援
		評価・訓練
		発達支援
		交流活動
		巡回支援
機関連携		
啓発活動		
(仮称) 地域福祉推進室		地域福祉推進事業

※国においては、平成24年6月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法（\*25参照））が成立し、平成25年4月より一部施行される予定です。また、平成22年4月1日に施行された子ども・若者育成支援推進法（\*26参照）については、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるように施策の基本事項を定めたことから、施設における事業については、これらの国の法改正などの動向に注視し、十分な協議・調整が必要となります。

\*25：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）  
法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本理念とし、平成24年6月に制定された法律。

\*26：子ども・若者育成支援推進法  
子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的として平成22年4月1日に施行された法律。

## 6 災害時危機管理

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により、災害時の危機管理体制の重要性が再認識されています。

本市では、災害時の福祉避難所（\*27参照）として、「国立障害者リハビリテーションセンター」、「国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局秩父学園」、「県立所沢特別支援学校」を指定しており、併せて、高齢者や障害者などの被災者の救援・救護活動を実施する施設として、市内の高齢者施設、障害者施設、児童施設にも福祉避難所を開設することとしています。

「（仮称）所沢市総合福祉センター」は、災害時のボランティアセンターの設置場所となっている所沢市社会福祉協議会が併設されることから、ユニバーサルデザインに配慮し、災害時における機動性の高い施設とします。

また、「（仮称）所沢市総合福祉センター」は、災害時において、高齢者や障害者などの要援護者の一時的な避難所としての活用が求められることから、必要な用具などについても配慮します。

\*27：福祉避難所

高齢者や障害者、乳幼児など、避難所での生活において特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援など）を必要とする人を保護する施設。

## これまでの主な経緯

年 月	概 要
平成 9 年 12 月	「(仮称) 所沢市総合福祉センター建設検討懇話会」発足 (委員：学識経験者・福祉関連団体・公募市民など)
平成 12 年 11 月	「(仮称) 所沢市総合福祉センター建設に向けて 提言」 (上記建設検討懇話会より)
平成 13 年 4 月	第 4 次所沢市総合計画に「総合福祉センター建設事業」として 位置付け
平成 18 年 6 月	「(仮称) 所沢市総合福祉センター」旧市役所庁舎で整備方針決定 (市有地等取得利用検討委員会において)
平成 18 年 7 月	「保健福祉部施策検討プロジェクトチーム」検討開始
平成 18 年 10 月	「親同士のつながりの場の確保に関する提言」 (所沢市次世代育成支援地域協議会より)
平成 19 年 12 月	「(仮称) 所沢市総合福祉センターについての考え方」 (保健福祉部施策検討プロジェクトチームより)
平成 20 年 6 月	「所沢市発育・発達支援体制検討会議」検討開始
平成 20 年 9 月	「(仮称) 所沢市総合福祉センター」の整備場所の方針転換
平成 20 年 10 月	「所沢市発育・発達支援体制検討会議 報告」
平成 21 年 12 月	「(仮称) 所沢市総合福祉センター」を柱とした複合施設を旧生涯 学習センター跡地で整備する方針決定 (市有地等取得利用検討委員会において)
平成 22 年 2 月	「(仮称) 所沢市総合福祉センター」整備にかかる関係課調整会議 検討開始
平成 22 年 2 月	「療育支援センター整備検討委員会」検討開始
平成 22 年 3 月	「療育支援センターに関する提言」 (所沢市議会教育福祉常任委員会より)
平成 22 年 5 月	「旧生涯学習センター跡地利用庁内検討会議」検討開始
平成 22 年 7 月	「(仮称) 所沢市総合福祉センター」検討プロジェクトチーム検討開始
平成 22 年 8 月	「療育支援センター整備検討委員会 報告書」
平成 22 年 12 月	第 5 次所沢市総合計画(平成 23 年度から平成 30 年度)を議決 第 5 次所沢市総合計画前期基本計画に今後、4 年間に重点的に取り組 む事業「(仮称) 所沢市総合福祉センター(複合施設)整備事業」と して位置付け
平成 24 年 3 月	「(仮称) 所沢市総合福祉センター(複合施設)基本計画(素案)」 の関係団体への説明会実施

※上記のほか、所沢市議会における一般質問や「旧所沢市生涯学習センター」利用者からの継続利用の請願及び各障害者団体、ボランティア団体などからの要望・協議がありました。

## 資料編

- 
- 資料1 関係団体等への説明会開催について
  - 資料2 (仮称) 所沢市総合福祉センター建設にあたっての提言書
  - 資料3 発達障害への対応の充実及び親同士のつながりの場の確保に関する提言
  - 資料4 療育支援センターに関する提言
-



## 資料 1

### 関係団体等への説明会開催について〔基本計画（素案）作成後〕

（仮称）所沢市総合福祉センター（複合施設）整備に向けては、これまでも障害者団体や関係団体の皆様からご意見を伺ってきました。ここに、（仮称）所沢市総合福祉センター（複合施設）基本計画（素案）をまとめるにあたり、障害者団体や関係団体の皆様に対して基本計画（素案）を説明するとともに、質疑やご要望など意見交換を実施しました。

#### 1. 説明会の開催状況

No	開催日	対象団体	参加人数
1	平成24年2月16日(木)	民生委員・児童委員連合会	17人
2	平成24年3月1日(木)	聴覚障害者団体	26人
3	平成24年3月6日(火)	長生クラブ連合会	36人
4	平成24年3月8日(木)	障害者団体等	36人
5	平成24年3月9日(金)	発達障害児団体等	14人
6	平成24年3月11日(日)	周辺自治会・利用者等	45人

#### 2. 主な意見・要望

No	内容
1	施設機能について（手話コミュニケーション機能の充実等）
2	施設整備の考え方について（実用的使い安さ等）
3	管理・運営体制について（民間活力の活用や弾力的な運用等）
4	災害時体制について（機能の整備等）
5	関係機関との連携について（地域福祉の拠点等）
6	総合相談機能について（常時対応等）
7	障害者支援の充実について（地域自立支援等）
8	発達障害について（療育支援の充実等）



(仮称) 所沢市総合福祉センター建設にあたっての

# 提 言 書

平成24年7月10日

所沢市地域福祉推進検討委員会

## ◇（仮称）所沢市総合福祉センター建設にあたっての提言

### はじめに

所沢市では、平成17年3月に市民との協働により策定した「所沢市地域福祉計画」に基づいて、『豊かな心で健やかに暮らせる支え合いのまち』を目指して、地域福祉の推進に取り組んでいます。

（仮称）所沢市総合福祉センターについては、「所沢市地域福祉計画」の理念を実現するための活動拠点として期待されることから、平成23年3月に第2期所沢市地域福祉推進検討委員会が提出した「所沢市地域福祉計画の推進施策に関する提言書」において、地域で活躍する指導者育成の観点から同センターにおける人材育成機能の整備を同計画に位置付けてきたところです。

また、平成23年3月には「第5次所沢市総合計画」が策定され、「前期基本計画（平成23年度～平成26年度）」の中に今後、4年間に重点的に取り組む事業として『（仮称）所沢市総合福祉センター（複合施設）整備事業』が位置付けられ、整備が進められています。

本委員会では、（仮称）所沢市総合福祉センターが地域福祉の活動拠点として機能し、地域福祉の一層の推進が図れることを願い、ここに、（仮称）所沢市総合福祉センター建設にあたっての提言書を提出します。

### 1 （仮称）地域福祉推進室の役割

（仮称）所沢市総合福祉センターは、福祉センター、子ども支援センター、所沢市社会福祉協議会などの機能を併設した複合施設となることから、地域福祉のさらなる推進のためには、各機能が相互に連携し、相乗的に効果を発揮できるように各施設が円滑に運営可能となる機関の設置が望まれます。

また、地域福祉を推進し、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力を高めるためには、（仮称）地域福祉推進室が研修や施策研究などを行うことが求められています。更には、所沢市まちづくりセンター、所沢市市民活動支援センターなどの公共施設との連携に加え、所沢市社会福祉協議会とも連携が必要不可欠となることから、包括的な管理・運営を行う直営機能を有する機関の設置が必要です。

## 2 所沢市まちづくりセンターとの連携

まちづくりセンターは、住民が主体となり、「安全安心で住みやすい地域づくり」を進めるための地域の拠点施設として考えられています。

また、地域では、地域福祉を進めるための人材不足や後継者不足が課題となっていることから、(仮称)所沢市総合福祉センターにおいては、ボランティアリーダーをはじめとする様々な人材が育成されることが望まれます。

まちづくりセンターとの連携により総合福祉センターはもとより、各機関が一体となって支え合いのまちづくりの推進が図られることを期待します。

## 3 所沢市社会福祉協議会との連携

所沢市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、民間計画の第3次地域福祉活動計画「ところWITHプラン」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

また、所沢市では、地域福祉を推進するため、「所沢市地域福祉計画」を策定し、その理念を実現するための活動拠点として、(仮称)所沢市総合福祉センターの整備を計画しています。

地域福祉の推進を担う両輪として、所沢市社会福祉協議会と一体となって、地域福祉の推進に取り組むことを期待します。

## 4 総合相談について

総合相談窓口における高齢者相談および障害者相談のあり方については、関係機関との役割を整理するとともに、相談や支援などの基幹的な役割を果たす拠点としての機能を考えていく必要があります。

また、ニートや引きこもりなどの支援が必要な若者の自立のきっかけにつながるような、専門職によるキャリアカウンセリングなどの相談窓口の設置を望みます。

なお、総合相談窓口となることから、各種の相談に横断的な対応が可能な総合相談体制の整備に努めるとともに、関係機関との連携により、相談する人の立場にたった相談体制の実現を求めます。

## 5 子ども支援センターについて

子ども支援センターにおける子ども発達支援機能は、かねてより待望されていた機能であり、継続的な訓練・指導の成果が期待されます。

また、子育て家庭の育児不安を解消するための交流の機会や相談の場など子育て支援についての充実を期待するとともに、福祉センターが実施する世代間交流機能と連携して、子どもから高齢者までの多世代間での地域福祉活動に関わることで、子育て支援を積極的に進めていくことを期待します。

なお、関係機関との連携を図ることや、研修により専門スタッフのスキルアップに努めることを求めます。

## 結びに

### 「地域福祉の充実に向けて」

昨年3月に発生した「東日本大震災」を契機として、人と人との絆、地域力、ボランティアの果たす役割の重要性などが再認識されています。

(仮称)所沢市総合福祉センターは、「所沢市地域福祉計画」の理念を実現するため、地域福祉の活動拠点としての整備が進められていることから、ボランティアをはじめとする地域リーダーの人材育成に努めるとともに、所沢市社会福祉協議会や所沢市まちづくりセンターなどの関係機関や関係団体との連携のもと、「豊かな心で健やかに暮らせる支え合いのまち」を目指し、地域福祉の中心的な拠点としての役割を期待します。

また、子ども支援センターについては、市内関係各機関との連携を密にするとともに、子どもの健やかな成長と全ての子育て家庭への支援に資する施設として、有効に機能することを期待します。

最後に、厳しい社会情勢の中にありますが、市長におかれましては、本提言の趣旨を十分にご理解いただき、事業を進めていただくとともに、かねてより待望されている施設であることから、早期建設を心よりお願い申し上げます。

所沢市長 藤本 正人 様

平成24年 7月10日

所沢市地域福祉推進検討委員会  
会長 前橋 明

## 資料1 所沢市地域福祉推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 所沢市地域福祉計画(以下「計画」という。)の円滑な推進について総合的な検討を行うため、所沢市地域福祉推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について市長に提言を行うものとする。

- (1) 計画の進捗状況、評価及び今後の推進方法に関すること。
- (2) 計画に基づく具体的な推進策の検討に関すること。
- (3) その他計画の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、地域福祉の推進に関し知識経験を有する者及び市民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

資料2 第3期所沢市地域福祉推進検討委員会委員名簿

	氏名	委嘱期間	選出母体等
1	前橋 明(まえはし あきら)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	学識経験者(早稲田大学)
2	岡村 英雄(おかむら ひでお)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	学識経験者 (NPO法人日本地域福祉研究所)
3	小原 共子(おはら ともこ)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	所沢市民生委員・児童委員連合会
4	松本 勇(まつもと いさむ)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	所沢市自治連合会
5	柴井 せん(しばい せん)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	所沢市ボランティア連絡協議会
6	神武 恭子(かみたけ きょうこ)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	NPO 法人等
7	豊田 浩基(とよだ ひろき)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	所沢市PTA連合会
8	河原 勝洋(かわはら かつひろ)	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	所沢市障害者施策推進協議会
	小田島 明(おだじま あきら)	平成24年 7月 1日から 平成26年11月30日まで	
9	吉田 早苗(よしだ さなえ)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	所沢市高齢者福祉計画推進会議
10	榎本 淳一(えのもと じゅんいち)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	所沢市次世代育成支援地域協議会
11	黛 浩一郎(まゆずみ こういちろう)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	所沢市社会福祉協議会
12	山江 芳子(やまえ よしこ)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	地域包括支援センター
13	福田 清志(ふくだ きよし)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	一般公募
14	仲田 詔男(なかだ のりお)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	一般公募
15	羽鳥 雄一郎(はとり ゆういちろう)	平成23年12月 1日から 平成26年11月30日まで	一般公募



所沢市長 齋藤 博 様

## 次世代育成支援施策への提言

我が国において少子化が急速に進行し、労働力の不足や社会保障などの面に与える影響が懸念されて久しいところですが、抜本的な解決策は示されていない状況にあります。

所沢市においても出生数の減少傾向が続く中、核家族化の進行や地域への帰属意識の希薄化など、子どもたちを取り巻く環境が変化してきています。また、今夏のプール事故や頻発する事件・事故への対応などにも見られるように、子どもたちが安全に安心して生活していくうえでの行政の責任が問われているところです。

所沢市次世代育成支援地域協議会では、子どもたちとその親たちが直面している現状を鑑みて、所沢市における今後の子ども支援施策について具体的な提言を行うことを目的に協議を行いました。

子どもたちが健やかに成長できるまちづくりを進めるには、地域社会を構成する行政、市民、関係団体、企業などが互いの考えを共有し連携して地域課題にあたる必要がありますが、それぞれの役割を十分に果たすことができる状況を確保するため、行政がその調整役を担っていくことが不可欠であると考えます。

また、厳しい財政状況の中、行政経費節減の必要性が高まっているところではありますが、経費節減の名目のもとに、管理・運営業務等について安易に民間等への委託を推し進めることがないよう求めるものです。民間等への委託を導入する場合には、次世代育成支援の本来の目的が損なわれることなく達成されるよう、厳正な管理体制のもと適正な執行がされるよう特段の配慮をお願いいたします。

総じて言えることは、多くの施策が着手されていながら、それらが有機的に関連し、全体としての効力を発揮するに至っていないということです。この点を改善することが、すなわち次世代育成支援施策の質的改善につながることになります。

以上の点を留意した上で、より効果的な子ども支援施策を実行するために必要であると考えられる次の4点を提言するものです。

市長におかれましては、本提言の趣旨を十分にご理解いただき、所沢市次世代育成支援行動計画の円滑な進行に努めていただくとともに、これからの子ども支援施策の進展に向けた実行策としてご検討ください。

## 1. 仕事と子育ての両立の推進

子育て家庭の経済的基盤を良好に保つため、保育受入数の確保や就労環境の改善を図り仕事と子育ての両立を推進すること。特に、今後も需要の増加が見込まれる乳幼児保育・学童保育事業については、保育内容の充実および十分な受入数の確保を図り、子どもたちが健やかに成長していける保育環境を確保すること。

- 企業内保育室の設置および育児休業制度の徹底に向けた企業等への積極的な働きかけと協力体制の充実
- 駅構内、駅前商店街の空き店舗等を利用した乳幼児保育施設の整備
- 乳幼児・学童保育事業における定年退職者や学生インターンシップ等の積極的な活用による十分なスタッフの確保
- 放課後児童クラブ設置基準の明確化による良好な学童保育環境の確保
- 家庭保育室や企業内保育室等の活用による、地区ごとに見られる乳幼児・学童保育児童受け入れ状況の偏りの解消
- 乳幼児・学童保育事業を民間等へ委託する場合の質の確保とチェック体制の厳格化

## 2. 発達障害への対応の充実

埼玉県内では、子どもたちの約1割に兆しが見られるという発達障害について、早急に対応の充実を図るとともに、発達障害のある子どもたちが参加できる場の拡大を図ること。

また、発達障害のある子どもを育てている親の負担や不安感を軽減するための体制整備や、市民の理解を深めるための活動を充実すること。

- 専門的な知識を持つスタッフの配置による幼稚園、保育園、放課後児童クラブ等での受け入れ態勢の充実
- 福祉・教育等の連携による学校運営や相談窓口の設置など、専門的な対応ができる環境の確保
- 同様の悩みを持つ親同士が出会うことができる場や機会提供の充実

## 3. 親同士のつながりの場の確保

良好な家庭環境を保持するため、親同士の交流を通して子育てへの負担感や不安

感を軽減できる機会の提供を充実すること。

子育てサークルの活動や子育てサロンの開催など、親同士の出会いにつながる市民やNPO等による活動の活発化を図るとともに情報提供を充実すること。

- 0～2歳の子どもを育てる親同士が悩みを打ち明け合えたり、情報を交換できたりする場の提供
- 乳幼児健康診査を地区ごとに行う等、地域の同年代の子どもを持つ親同士が会える場としての既存事業の利用
- 子育て中の親たちに対し、子育てサロン、子育て教室、地域のサークル活動等への積極的な参加を促す働きかけの充実
- 子育てサロン、子育て教室等の終了後も親同士がつながりを保つことができる支援の充実

#### 4. 地域の支援体制の充実

地域全体で子育て家庭を支えることで子育て中の親が地域への信頼感を抱き、地域とのつながりを持ちたいと考えることができる地域社会を構築すること。

また、虐待防止や子どもたちを標的とした犯罪抑止を目的として、子どもたち一人ひとりに目が届く見守り体制を強化すること。

- 地域の一人ひとりの意識向上や地域活動への参加に向けた働きかけ
- 定年退職者や大学生等の人材が、地域活動やボランティア活動に積極的に参加できるようにするための仕組みづくりと支援の充実
- 民生委員・児童委員や母子愛育会の活動について市民への十分な浸透を図るための積極的な働きかけ、および周知活動の強化
- 出産前もしくは出産直後からの個別訪問など、細かな悩みや問題をケアすることができる体制の整備

平成18年10月16日

所沢市次世代育成支援地域協議会  
委員長 野嶋 栄一郎



## 「療育支援センター」に関する提言

教育福祉常任委員会

## 1、療育センターの3つの機能。

療育センターとして以下の3つの機能を有することを要望する。

通園機能。

地域の保育園に通っている子どもが利用できるように、並行通園（小学校でいう通級）ができるようにすること。高機能自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）の子どもに直接支援を行える場を再整備すること。

診療・療育機能。

将来的には、医師による診療・投薬等や、臨床心理士、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）など専門家による個別・集団訓練を行うこと。

相談機能（発達相談（来所） 巡回相談）

早期発見を早期療育につなげるための保護者への支援を行うこと。保護者の障害受容により早期療育が可能となる。保護者の障害受容を促すため、個別相談だけでなくさまざまな支援メニューを用意して実施すること。例えば、ペアレントトレーニング、ピアサポート（親の会の相談会）、レスパイト（ショートステイ）、家庭訪問による相談などである。さらに、子どもの評価を行い、保育園等に子どもの支援方法についても助言を行うこと。

## 2、支援対象者の個別データの一括管理と活用。

出生時から就労・自立までの個別データ・カルテ（心理検査結果、過去の支援情報、アセスメント、対応履歴、診断、所見など）をセンター及び保護者が共有するとともに、保育園、幼稚園、市や県の教育委員会（就学支援委員会、生涯学習推進センターの教育臨床エリア）、就労支援センターなど関係機関にも情報を提供すること。なお、関係機関への情報提供に当たっては、保護者に承認を得ること。

## 3、既存施設やサービスの有効活用と有機的連携。

愛知県豊田市のような各機能と提供場所が一体化した施設が理想的であるが、場所を決めようとする時間がかかり、今ここにある問題への対応が遅れるので、センターそのものが具体的な療育を行う場所となることには必ずしもこだわらない。コーディネーターを置き、医療療育や就学、高等教育との連携を行うこと。ハコモノではなく、コーディネーターなどの人に重点的に投資すること。現状においても、各機関がそれぞれ出来ることを精一杯取り組んではいるが、地域の機関全体で役割分担をすること。そして、療育センターがそれらを取りまとめること。

4、個別ケア会議、地域支援ネットワーク会議の定期開催。

療育支援センターが地域のコーディネーターの役となり、支援対象者に対する個別ケア及び地域支援ネットワーク会議を取りまとめること。

**(仮称) 所沢市総合福祉センター(複合施設) 基本計画**

**平成24年8月**

所沢市保健福祉部福祉総務課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

電 話 : 04-2998-9113

ファックス : 04-2998-1147

電子メール : a9113@city.tokorozawa.saitama.jp